

令和 7 年度第 1 回倉吉市総合計画審議会

日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）10時00分～

場所：倉吉市役所大会議室（本庁舎 3 階）

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員及び事務局紹介

5 会長及び副会長選出（会長あいさつ）

6 諮問「第12次倉吉市総合計画（後期基本計画）について」

7 議事

（1） 第12次倉吉市総合計画の概要と後期基本計画の策定について …資料2 資料3

（2） その他

8 その他

9 閉会

【会議資料】

第 12 次倉吉市総合計画 （全体版/概要版）

資料1 倉吉市総合計画審議会委員名簿

資料2 第 12 次倉吉市総合計画の概要と後期基本計画の策定について

資料3 第 12 次倉吉市総合計画後期基本計画策定方針

資料4 関係例規

倉吉市総合計画審議会委員名簿

敬称略・順不同

	所属名	氏名	役職	部会	総合戦略 推進会議委員	条例上の区分
1	倉吉市議会	大月 悦子		総務生活産業		市議会の議員
2	倉吉市議会	竺原 晶子		福祉教育		市議会の議員
3	倉吉市教育委員会	徳丸 桃子		福祉教育		市教育委員会の委員
4	倉吉市農業委員会	藤井 由美子		総務生活産業		市農業委員会の委員
5	倉吉市総合戦略推進会議	鳥取中央農業協同組合	中林 順子	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
6	倉吉市総合戦略推進会議	倉吉商工会議所	山本 敬	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
7	倉吉市総合戦略推進会議	連合鳥取中部地域協議会	前田 尚希	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
8	倉吉市総合戦略推進会議	株式会社山陰合同銀行 倉吉支店	佐伯 愛里	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
9	倉吉市総合戦略推進会議	新日本海新聞社中部本社	小谷 和之	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
10	倉吉市総合戦略推進会議	一般社団法人 倉吉観光MICE協会	倉繁 淳志	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
11	倉吉市総合戦略推進会議	I J U交流デザイナーリアルマック	福井 恒美	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
12	倉吉市総合戦略推進会議	学校法人藤田学院	田中 響	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
13	倉吉市総合戦略推進会議	NPO法人こども未来ネットワーク	前田 澄子	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
14	倉吉市総合戦略推進会議	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	林原 香里	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
15	倉吉市総合戦略推進会議	地域包括支援センター代表	藤井 太陽	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
16	倉吉市総合戦略推進会議	倉吉市人権教育研究会	岩間 隆二	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
17	倉吉市総合戦略推進会議	特定非営利活動法人未来	岸田 寛昭	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
18	倉吉市総合戦略推進会議	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター	寺坂 純子	福祉教育	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
19	倉吉市総合戦略推進会議	スイコー株式会社	増田 千佳子	総務生活産業	○	市の区域内の公共的団体の 役職員
20	倉吉市自治公民館連合会	明里 利彦		総務生活産業		市の区域内の公共的団体の 役職員
21	鳥取県中部森林組合	加藤 栄隆		総務生活産業		市の区域内の公共的団体の 役職員
22	公益社団法人鳥取県中部医師会	門田 良子		福祉教育		市の区域内の公共的団体の 役職員
23	学校法人藤田学院	山田 修平		総務生活産業		学識経験のある者
24	公募委員	小島 慎司		総務生活産業		学識経験のある者
25	公募委員	田邊 温子		福祉教育		学識経験のある者
26	公募委員	松村 大輝		福祉教育		学識経験のある者

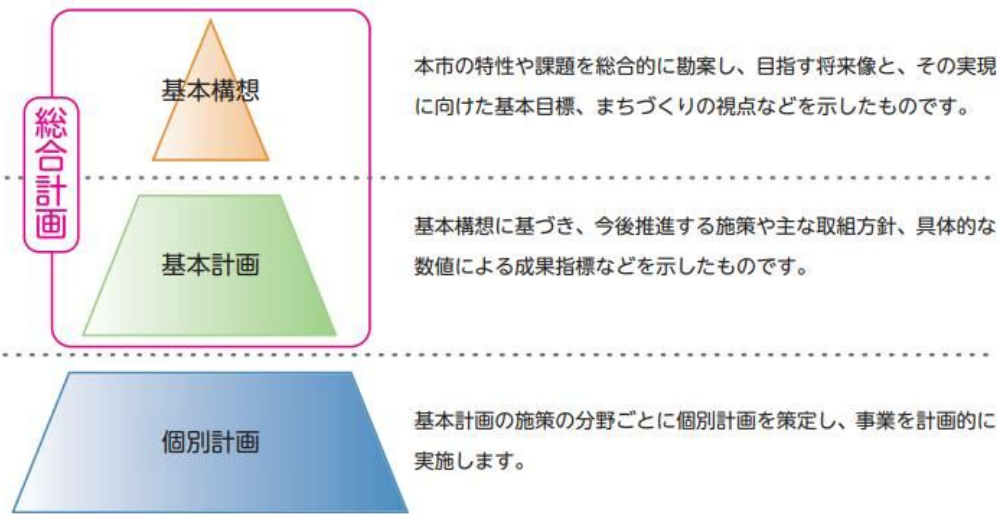
第12次倉吉市総合計画の概要と 後期基本計画の策定について

令和7(2025)年8月8日(金)

1. 倉吉市の総合計画の概要

- 総合計画とは、「将来の倉吉市をどのようなまちにするか。」という方向性を示す、まちづくりの最も基本となる計画です。
- 現行の第12次倉吉市総合計画は、10年間の基本構想と5年間の基本計画で構成しています。基本構想では「元気なまち、くらしよし、未来へ！」を将来像に掲げ、その実現に向け、施策や事業を推進しています。
- また、人口減少に歯止めをかけ、魅力ある地域を創り出す「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点事業に位置づけ、連動させて取組を進めています。

第12次倉吉市総合計画の構成と期間



令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
基本構想（令和3年度～12年度）									
前期基本計画（令和3年度～7年度）					後期基本計画（令和8年度～12年度）				
総合戦略（令和3年度～7年度）									

出典：倉吉市「第12次倉吉市総合計画」

【後期基本計画の策定】

- ・ 令和7(2025)年度をもって前期基本計画が終了します。
- ・ そこで、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

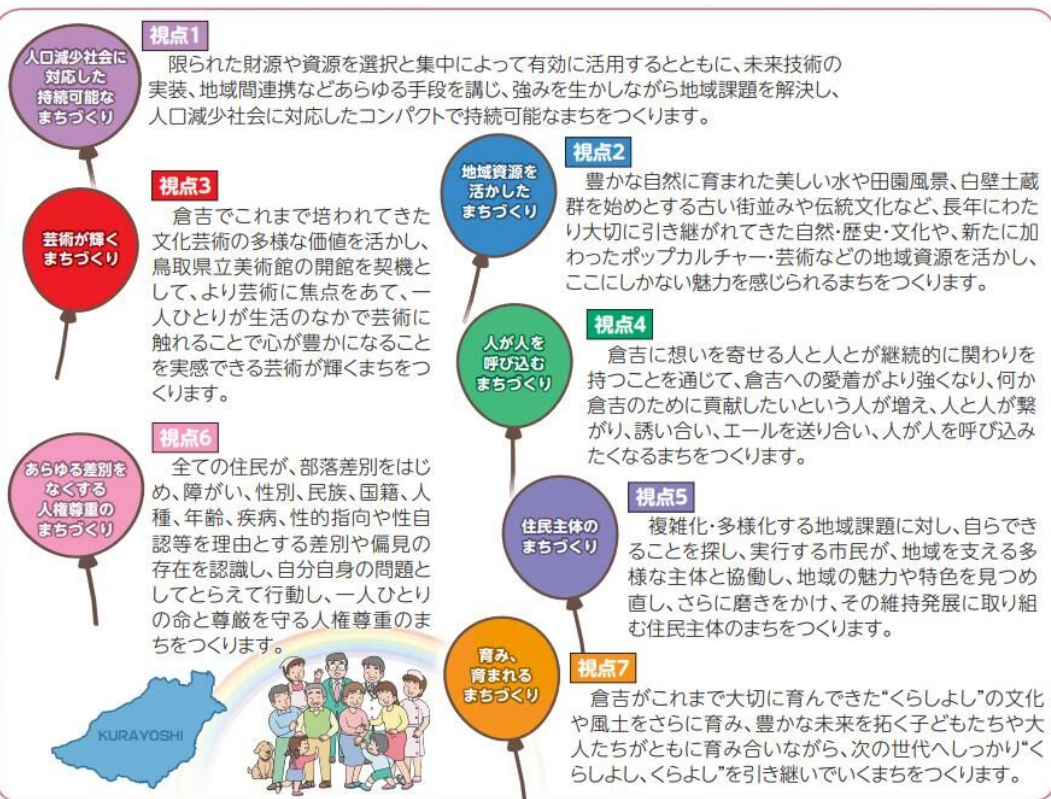
2. 第12次倉吉市総合計画の体系

- 第12次倉吉市総合計画では、7つの視点を大切にしながらまちづくりを進めています。
- 後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、将来像「元気なまち、くらしよし、未来へ！」の実現に向けて、5つの基本目標の実現に向けた取組を進めていきます。

将来像

元気なまち、くらしよし、未来へ！

まちづくりの視点



まちづくりの基本目標

基本目標1 地域資源を最大限に活かして躍動するまちづくり【産業振興】

産業基盤の強化、個性豊かな観光地の形成などにより地域の安定した雇用を生み出します。また、テレワークなどの多様な働き方に対応した、仕事をしやすい環境を整えます。

基本目標2 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】

人権を尊重し、健康的で生き生きとした人生を送れるよう、多様な個人の能力が発揮される共生のまちづくりを進めます。

基本目標3 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり【教育文化】

子どもたちの生きる力を高め、これからの未来を拓くことのできる人になるよう家庭や学校、地域が協働して教育を進めます。また、市民が郷土に愛着を持ち、文化や芸術が輝くまちづくりを進めます。

基本目標4 安全・安心なまちづくり【生活環境】

環境意識を高め、地球温暖化対策を進めます。また、安全でおいしい水の供給や防犯対策など、地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

基本目標5 災害に強く、快適で潤いのあるまちづくり【都市基盤】

中心市街地に多様な都市機能を充実させるとともに、周辺の都市機能とも連携させ、都市と自然が調和したまちづくりを進めます。また、地域防災力を高め、災害に強く安全安心に暮らせるまちづくりを進めます。

後期基本計画

- ・ 先行きが不透明な状況の中でも、本市がこれからも持続可能なまちづくりを行っていくことが求められている。
- ・ 将来起こりうる社会情勢等の変化や今後の展望を可能な限り見据え、限りある行政資源をどのように効果的に投入するか、経営の視点をもって真剣に考え、これまで以上に重点的・効率的な行政運営を行う必要がある。
- ・ 第12次倉吉市総合計画後期基本計画は、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもの。

3. 後期基本計画の策定にあたっての基本的な考え方

【別添:第12次倉吉市総合計画後期基本計画策定方針】

- 後期基本計画の策定に当たっては、以下に掲げる事項を基本的な考え方として取り組みます。

重視する視点

(1) 実効性を確保した活用される計画

① 進行管理を見据えた計画内容

- 各施策の目標や目的を明確にし、予算・行政評価・人事などの既存のマネジメント・システムとの連動性を強化した運用の仕組み(トータル・システム)を構築
- 職員の事務負担を軽減しつつ、評価・検証による進行管理を行い、社会情勢等にも応じ柔軟な見直しに対応できる計画の構成とする

② 適切な指標の設定・測定

- 目的や達成すべき成果と合致し、取組との因果関係が明瞭な指標設定を行う

(2) 職員の参画と意識・資質向上

- 職員が計画策定に主体的に関わり、まちづくりを「自分ごと」として認識する意識の醸成を図る
- 策定後も自らの計画として取り組み、職務遂行やマネジメント能力の向上を図る

配慮する視点

(1) 前期基本計画の検証に基づく計画

- 前期基本計画の検証を行い、市の施策の現状、達成度、課題を明確化
- 評価・総括結果を後期基本計画づくりに反映

(2) 社会経済情勢等の変化や市民ニーズに対応した計画

- 人口減少・少子高齢化、ポストコロナ、DX、GXなど本市を取り巻く環境を踏まえる
- 新たな課題や視点に的確に柔軟に対応した計画とする

(3) 個別計画と整合した計画

- 現行個別計画と整合を図り、策定中の個別計画は本計画と連動した策定を意識
- 施策間・組織間の連携による相乗効果の向上に繋げる

(4) 誰にもわかりやすく伝わる計画

- 市民の視点に立ち、親しみやすくわかりやすい内容や表現に努める
- 市民と行政が課題や方向性を共有し、まちづくりを進めていくためにしっかりと伝わる計画をつくる

4. 前期基本計画の成果

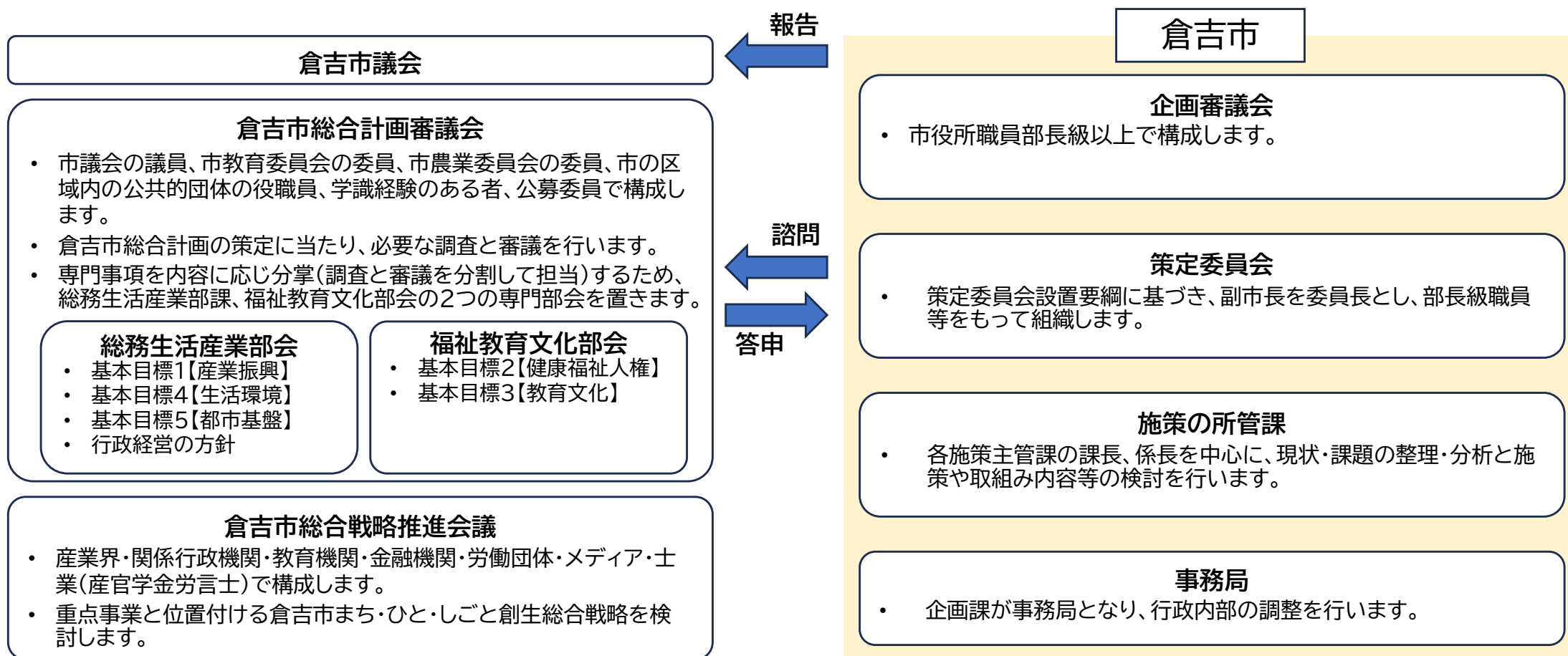
■ 前期基本計画に対する直近の令和7(2025)年度の施策主管課による自己評価は、29施策のうち、2施策が「A:順調に進んでいる」、26施策が「B:概ね順調に進んでいる」、1施策が「C:進んでいるが順調ではない」との結果となっています。

基本 目標	施策		施策の自己評価結果				重点事業 倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略				市民意識調査		
	No.	名称	R4	R5	R6	R7	(1)しごと	(2)ひと	(3)子育て	(4)まち	関連設問	満足度	重要度
基本 目標 1	1	農畜水産業の振興	B	B	B	B	○				問28	下降	上昇
	2	企業が持つ特性・特色を活かした商工業の振興	B	B	B	A	○				問29	下降	上昇
	3	安定した雇用の維持と確保	B	B	B	B	○				問30	下降	上昇
	4	森林の適正な保全	B	B	B	B							
	5	地域資源を活かした観光の振興	B	B	B	B		○			問31	下降	下降
	6	スポーツツーリズムの推進	B	C	B	B							
基本 目標 2	7	子育て支援の充実	B	C	B	B			○		問32	下降	下降
	8	障がい者の社会参加と自立促進	B	B	B	B							
	9	豊かで健やかな長寿社会の実現	B	B	B	B				○	問33	下降	上昇
	10	生活困窮者等の自立支援	B	B	B	B							
	11	健康づくりの推進	B	B	B	B				○	問34	上昇	上昇
	12	人権尊重の確立と男女共同参画社会の実現	B	B	B	B				○	問35	下降	下降
基本 目標 3	13	生きる力を育む学校教育の充実	B	B	B	B			○		問36	下降	上昇
	14	社会全体の連携による生涯学習の推進	B	B	B	B							
	15	文化財の保存、活用、伝承	B	B	B	B							
	16	文化・芸術活動の振興	B	B	B	B				○	問37	上昇	上昇
基本 目標 4	17	移住定住・交流の促進	B	B	B	A		○			問38	下降	上昇
	18	水の安定供給と適正な下水処理	B	B	B	B							
	19	廃棄物の減量と適正処理	B	B	B	B							
	20	環境保全と循環型社会の構築	B	B	B	B							
	21	交通安全・防犯・消費者対策の推進	B	B	B	B							
基本 目標 5	22	安全で快適に移動できる道路ネットワークの構築	B	B	B	B							
	23	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実	C	C	C	C							
	24	都市と自然・歴史・文化が調和した拠点連携型のまちづくりの推進	B	B	B	B							
	25	災害に強いまちづくりの推進	B	B	B	B							
行政 経営 の方 針	26	市民と協働したまちづくりの推進	B	B	B	B				○	問39	下降	下降
	27	効果的・効率的な行政運営の推進	B	B	B	B							
	28	財政の健全性の確保	B	B	B	B							
	29	市政の情報発信と広聴活動の充実	B	C	B	B							

【備考】施策評価は「A 順調に進んでいる」、「B 概ね順調に進んでいる」、「C 進んでいるが順調ではない」、「D 進んでいない」の4区分による評価。
※市民意識調査の設問は、重点事業に関連すると考えられるもののみを示しています。

5. 後期基本計画の策定体制と本審議会の役割

- 行政内部における検討体制と、市民をはじめとする多様な主体の意見を反映するための行政外部の検討体制を整え、職員参画及び市民参画のもと後期基本計画を策定します。
- 本審議会では、市長の諮問に応じ、総合計画の策定にあたり、事務局の示す原案に対する審議を行います。



【倉吉市総合計画審議会の所掌事務】(倉吉市総合計画審議会条例より)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、倉吉市総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

6. 後期基本計画の策定スケジュール

- 第2回審議会での原案の提示に向けて、施策所管課で施策を検討の上、策定委員会で庁内検討を行います。
- パブリックコメントは、本年11月頃の実施を予定しています。

後期基本計画の策定スケジュール

	R6年度		R7年度			
	～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
庁内検討	基本方針		策定方針 説明会 施策評価	庁内検討 策定委員会		研修
庁外検討		市民ワークショップ 団体ヒア	市民意識調査	総合計画審議会 パブコメ		
議会						策定報告
その他・調査準備等	プロボ 業者決定	基礎調査 現行計画検証	骨子調整	素案調整		策定
		人口ビジョン改訂				

出典:倉吉市「第12 次倉吉市総合計画後期基本計画策定方針」

7. 後期基本計画の策定経過

- 後期基本計画の策定にあたり、幅広い市民の皆さんや団体の意見を計画に反映させるため、市民ワークショップや団体ヒアリングなどを開催してきました。

取り組み	目的	実施日程	主な対象	概要
市民ワークショップ	5年後に目指すまちの姿(ありたい姿)について、住民と職員で構成する5つのグループ(基本目標ごと)で、意見交換・検討する。	令和7年 1/18(土)14:00-16:00 2/1(土)14:00-16:00 3/1(土)14:00-16:00	15歳以上の市内に在住・在勤・在学する人又は市にゆかりがある方 22名	● 第1回では、市の現状と課題を共有しました。 ● 第2回では、各分野の5年後に目指すまちの姿について意見交換を行いました。 ● 第3回では、市／市民それぞれの役割分担の検討と結果の全体共有を行いました。
団体ヒアリング ※オンライン実施	後期基本計画の策定にあたり、各分野で活動されている関係機関・団体の意向を幅広く把握し、伺った内容や意見を計画策定の基礎資料とする。	令和7年 3/7(金)、11(火)、12(水)、14(金)、17(月)、18(火)、19(水)	市内14団体	● 前期基本計画が掲げている「目指すまちの姿」が達成できているか、達成するには誰が何をしたらよいか等についてご意見を伺いました。
元気な倉吉づくり 「市長と“はなし”しよいや」	市長が若い世代等から人口減少などの課題に対する生の声を聞かせていただき、今後の施策展開の参考とする。	令和7年 4/30(水)	鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生 29名	● 市の現状と課題等について説明した後、「倉吉市の5年後の目指すまちの姿について」をテーマにグループワークを行いました。 ● また、そのまちの姿の実現のため、【自分達にできること／してほしいこと】の役割をまとめ、グループワークの発表と市長との意見交換を行いました。
市民意識調査	本市がまちづくりを計画的・総合的に進めていくために、市民の皆さんの生活実態や問題意識・市の政策の満足度を把握し、今後のまちづくりの参考にする。	令和6年 5/17(金)～6/17(月) 令和7年 4/21(月)～5/23(金)	市内にお住いの20歳以上の人の中から、無作為に選んだ2,500人	● (1) 生活環境や日常生活で感じていること、(2) 子育て環境、(3) 倉吉市の取組の現状の満足度と今後の重要度、(4) 人権、(5) 生活に関する総合満足度等について伺いました。 ※前期基本計画期間から同一質問項目で継続実施(R4～)

8. 後期基本計画の骨子

■ 後期基本計画は、前期基本計画の構成を踏まえ、以下の構成とすることを予定しています。

第1編 序論

第1章 計画策定に当たって

1. 後期基本計画策定の趣旨
2. 計画の構成と期間
 - (1) 計画の構成
 - (2) 計画と総合戦略の関係
 - (3) 計画の期間
3. 計画の運用と行政評価

第2章 人口の将来見通しとまちづくりの主要課題

1. 人口の将来見通し(人口ビジョン)
2. 時代の潮流とまちづくりの主要課題
 - (1)
 - (2)
 - (3)

第2編 基本計画

第1章 基本計画とは

1. 基本計画の位置づけ
2. 基本計画の計画期間
3. 基本計画の構成
 - (1) 重点事業
 - (2) 分野別の取組方針
 - (3) 行政経営の方針

第2章 重点事業と分野別の取組方針

1. 重点事業 第2期 倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - (1)
.....
2. 分野別の取組方針
基本目標1
 - (1)
.....

第3章 行政経営の方針

- 経営方針1
 - (1)
.....

9. 時代の潮流とまちづくりの主要課題

- 本市を取り巻く社会情勢は前期基本計画策定当初より大きく変化しており、これらの課題や新たな時代の潮流への対応が求められています。
- 先行きが不透明な状況の中でも、本市がこれからも持続可能なまちづくりを行っていくために、将来起こりうる社会情勢等の変化や今後の展望を可能な限り見据えることが重要です。
- さらに、行政として、限りある行政資源をどのように効果的に投入するか、経営の視点をもって真剣に考え、これまで以上に重点的・効率的な行政運営を行う必要があります。

地方自治体を取り巻く時代の潮流(一例)

- 人口減少・少子高齢化、地域の担い手不足、医療・介護の需要増大、空き家問題の深刻化
- 地方移住、多拠点生活など多様なライフスタイルの広がりや人の流れの変化
- デジタル技術の進展による行政・生活のデジタル化加速、遠隔医療・教育の可能性の拡大
- 気候変動・環境問題への対応の必要性、脱炭素社会の実現、SDGsへの関心高まり
- 都市住民の地方に対する関心の高まり、二拠点居住・ワーケーションなど関係人口の増加、外国人観光客の増加
- 非正規雇用の増加・所得格差の拡大、地域経済停滞、国・地方の厳しい財政状況
- 持続可能な社会に向けた行財政運営の健全化
- パンデミックの経験からの危機管理体制強化、災害・感染症に強い地域づくりの必要性

まちづくりの主要課題(一例)

- 地場産業の振興、新産業・雇用の創出、観光振興と持続可能な地域経済の確立
- 地域医療・介護体制の充実、防災・減災対策の強化、こども・子育て支援による安心して暮らせるまちづくり
- 公共空間・空き家の活用、歴史・文化資源の保全、コンパクトで魅力的な都市空間の形成
- 地域活動の担い手育成、多世代の交流、多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化、関係人口の獲得
- 脱炭素化、再エネ導入、生物多様性の保全による環境との共生、持続可能で災害に強い地域づくり
- 行政のデジタル化、スマートシティ化、地域の情報化と効率的な行財政運営
- 財政健全化、デジタル技術の活用
- 若者・女性の意見反映・参画の促進

10. 今後の会議スケジュール

■ 今後、計2回の専門部会での審議を経てパブリックコメントを行い、令和8(2026)年1月下旬の第2回審議会(全体会)で答申を行うことを予定しています(具体的な日程は追ってご調整させていただきます)。

時期	全体会/専門部会	開催目的	主な議題
8/8(金) *本日	全体会 (第1回)	- 委嘱及び諮問 - 総合計画の策定方針及び骨子の説明	☐ 委嘱 ☐ 委員挨拶 ☐ 諮問 ☐ 総合計画の概要について ☐ 時代の潮流とまちづくりの主要課題について
10/2(木) 13:00 ～ 15:00	総務生活産業部会 (第1回)	- 原案の提示 - 素案調製に向けた意見聴取	☐ 基本目標1【産業振興】について ☐ 基本目標4【生活環境】について ☐ 基本目標5【都市基盤】について
	福祉教育文化部会 (第1回)	- 原案の提示 - 素案調製に向けた意見聴取	☐ 基本目標2【健康福祉人権】について ☐ 基本目標3【教育文化】について
10月下旬～ 11月上旬 (仮)	総務生活産業部会 (第2回)	- 原案に対する意見の取扱い結果の報告 - パブリックコメント実施に向けた素案の確定	☐ 後期基本計画(素案)について ☐ 計画の進行管理について
	福祉教育文化部会 (第2回)	- 原案に対する意見の取扱い結果の報告 - パブリックコメント実施に向けた素案の確定	☐ 後期基本計画(素案)について ☐ 計画の進行管理について
1月下旬 (仮)	全体会 (第2回)	- パブリックコメントを踏まえた案の検討 - 答申	☐ 後期基本計画(案)について ☐ 答申 ☐ 今後の予定について

※上記は現時点の予定です。今後、検討の状況により変更となる場合があります。

第 12 次倉吉市総合計画後期基本計画策定方針

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 12 次倉吉市総合計画」を策定し、基本構想において「元気なまち、くらしよし、未来へ！」を将来像に掲げ、その実現に向け、施策や事業を推進してきました。

その間、加速する人口減少及び少子高齢化、厳しい財政状況はもとより、大規模な災害リスクの高まりや新たな生活様式の変化など、本市を取り巻く社会情勢は計画策定当初より大きく変化しており、これらの課題や新たな時代の潮流への対応が求められています。

こうした先行きが不透明な状況の中においても、本市がこれからも持続可能なまちづくりを行っていくために、将来起こりうる社会情勢等の変化や今後の展望を可能な限り見据え、限りある行政資源をどのように効果的に投入するか、経営の視点をもって真剣に考え、これまで以上に重点的・効率的な行政運営を行う必要があります。

そこで、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、令和 7 年度をもって終了する前期基本計画に代わり、令和 8 年度からの後期基本計画を策定します。

2 策定にあたっての基本的な考え方

後期基本計画の策定に当たっては、次に掲げる事項を基本的な考え方として取り組みます。

□ 重視する視点

(1) 実効性を確保した活用される計画

これまでも、社会経済情勢等に適応し、本市の目指す将来像の実現に向けた行政運営の指針として総合計画を策定してきましたが、策定後の「運用」、すなわち日常の行政活動・業務において総合計画が意識されていない課題があります。

社会情勢の変化や財政状況等を見通し、今後のまちづくりにおいて限りある行政資源を必要な施策や事業に効果的に配分していくには、経営視点を持ち、評価・検証を行いながら、真に成果を出せる、実効性の高い計画の策定が必要となります。さらに、“策定して終わり”の現状を打開し、職員にとって分かりやすく、所管部署で取り組むべき目標、内容、評価を理解し、取組の行程や予算に関する目安が把握できるような、策定後の計画の運用が不可欠となります。

① 進行管理を見据えた計画内容

職員に使われる計画であるには、「あれも、これも」の総花的な計画から脱却し、各施策等の目標、目的を明確にし、必要な取組を考える上で目標となる施策がわかる状態、つまり事業と整合しており、各施策や事業の現場、日常で職員に活用される、実現可能で有用な行政運営の計画として策定します。

策定後も、計画の進行管理が形式的にならないよう、予算・人事・行政評価などの既存のマネジメント・システム（仕組み）との連動性を強化し、重複を解消する状態（＝トータル・システム）を構築します。これにより、職員の負担を軽減しつつ、評価・検証による進行管理を行い、各施策の担当部署が計画を常に意識しながら、取組を着実に推進できる仕組みを整えます。

その構築や進行管理においては、職員に負担感・やらされ感を感じることなく継続できる簡潔かつ明瞭な仕組みを用います。具体的には、施策や事業に対する評価情報を予算編成に活用し、成果指標を所管部署や職員の目標設定に組み込むことで、計画・評価・予算・実務を密接に連携させます。さらに、予算要求や評価に関する情報を統合的に管理することで、事務作業の整理や統合による効率化を図り、所管部署の職員の事務負担を軽減します。(後述：P3 実施計画)

これにより、各事業等の進行段階において、目標達成度や予算の進捗、方向性が確認しやすくなり、効果的な計画の進行管理を図ります。

【附属資料(別紙)総合計画と連携したマネジメント・システムの見直し方針】

また、変動する社会情勢や課題、新たな行政需要等に適時適切に対応できるよう、運用中の計画の修正も想定し、柔軟な見直しに対応できる計画の構成とします。

② 適切な指標の設定・測定

実効性の高い計画を運用していくためには、計画自体が適切に進行管理できる内容となっていることが前提となります。

中でも、指標設定においては、目的や達成すべき成果と合致していない、施策や事業との因果関係が不明瞭、対象者の満足度のみに依存している、といった成果を正確に測れない指標が設定されないよう、また指標データの測定方法も考慮した各部署による適切な指標設定を行います。

(2) 職員の参画と意識・資質向上

限られた行政資源、中でも人員において、質を維持しながら市民ニーズに応え、まちづくりの成果を上げるには、職員一人一人の資質向上が不可欠です。

施策、事業を推進する職員自身が、計画策定の各段階に主体的に関わることで、まちづくりを「自分ごと」として認識し、意識の醸成を図ります。策定後も自らの計画として取り組み、限られた資源で最大の成果を上げるため職務遂行やマネジメント能力の向上を図ります。

□ 配慮する視点

(1) 前期基本計画の検証に基づく計画

前期基本計画について十分な検証を行い、市の施策の現状、達成度、課題を明確化するとともに、その評価・総括結果を後期基本計画づくりにも反映します。

(2) 社会経済情勢等の変化や市民ニーズに対応した計画

人口減少・少子高齢化の影響のほか、前期計画策定後のポストコロナへの対応、デジタル技術の進展(DX)や脱炭素に向けた取組(GX)など変化する社会・経済情勢や市民ニーズ、財政状況等、本市を取り巻く環境を踏まえ、新たな課題や視点に的確に柔軟に対応した計画とします。

(3) 個別計画と整合した計画

特定の行政課題に対応する各分野の現行個別計画と整合を図るとともに、策定中の個別計画については本計画と連動した策定を意識し、施策間・組織間の連携による相乗効果の向上に繋がります。

(4) 誰にもわかりやすく伝わる計画

市民と行政が課題や方向性を共有し、まちづくりを進めていくため、市民の視点に立ち、親しみやすくわかりやすい内容や表現に努め、しっかりと伝わる計画をつくります。

3 計画の構成及び期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の3段階構成とします。

基本構想	まちづくりの基本理念や本市が目指す将来像、まちづくりの基本目標などを示します。【構想期間】令和3年度～令和12年度（10年間） ※現行から改訂なし
基本計画	基本構想(10年間)に掲げるの基本理念や基本目標などの実現に向け、市が取り組むべき施策や方向性などを示し、社会情勢等の変化に対応した施策等の見直しを行います。【計画期間】令和8年度～令和12年度（5年間）
総合戦略 【次期】	重点事業として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付け、人口減少対策や地方創生に関する施策を示します。 【計画期間】令和8年度～令和12年度（5年間） ※後期基本計画と同じ
実施計画	基本計画に基づく具体的な事業や事務を整理し、予算編成及び事業実施の基本（指針）として機能するとともに、市民へ事業内容を分かりやすく伝えます。 これまで個別に行っていた行政評価や予算作業等を一元化し、進捗や成果を確認しながら、毎年状況に応じて調整（ローリング方式）し、事業の効率化と最適化を図ります。 実施計画＝×新たな計画策定 ＝○これまでの事務作業（評価、予算等）の組立ての整理 基本計画との連携 基本計画に定められた目標をもとに具体的な施策や事業を検討・整理することで、行政活動を計画的かつ効率的に進めます。 予算編成・管理の指針 事業実施に必要な予算や資源の配分を明確にし、それらを効果的に活用するための基本指針として機能します。 統合的な進行管理・効果的効率的な実施 個々に実施していた行政評価や事業点検・検討、予算要求・決算といった事務作業を統合し、一連の仕組み（システム）で管理します。これにより、進捗状況や成果が検証・評価しやすくなることで、事業の透明性の向上、行政活動の効率化を図り、基本計画の実行性を高めます。 柔軟な調整・試行錯誤 毎年の実情を踏まえ、必要に応じて計画を修正する「ローリング方式」を採用することで、事業の新設・廃止・拡大・縮小などの機動的な調整を実施します。 <イメージ図> 【現行】 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3月 財政 予算/決算 決算 決算状況報告書 予算要求 システム入力 事業説明シート 企画 総合計画/行政評価 ×実施時期のズレ 施策評価 施策評価シート 実施計画 予算と計画の整合確認 ×未実施 人事 人員配置/人材育成 ×計画・予算・事業との連動なし ×同時に 次年度予算立案/前年度評価 【見直し】 事務負担の軽減 効率的な行政運営 計画の運用・進行管理 財政 予算/決算 決算/評価 * 成果実績と決算の確認 成果説明書 (仮称) 企画 総合計画/行政評価 予算要求/実施計画 * 計画・予算の連携 事業実施計画兼予算要求書 (仮称) システム入力 人事 人員配置/人材育成 要員計画・人材育成

【第12次倉吉市総合計画 計画期間】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	計画期間（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
総合戦略	第2期総合戦略（5年間）					第3期総合戦略（5年間）				
実施計画	実施なし					毎年見直し（3年間ローリング）				

4 計画策定体制

庁内における検討体制と、市民をはじめとする多様な主体の意見を反映するための庁外検討体制を整え、職員参画及び市民参画のもと後期基本計画を策定します。

（1） 庁内検討体制

全庁横断的な組織を設置し、全庁横断的な検討、計画内容の協議を行います。また、策定過程からの職員の参加意欲を高めることで、策定後の計画の実行性を上げるため、多くの職員が参画する策定体制を整えます。

【想定する組織、体制等】

➤ 策定委員会

策定委員会設置要綱に基づき、副市長を委員長とし、部長級職員等をもって組織します。

➤ 庁内検討

各施策主管課において、課長、係長を中心に、現状・課題の整理・分析及び施策や取組み内容等の検討を行います。部局横断的な内容にあつては、関係課が連携し、全庁的な体制で策定します。必要に応じ、策定委員会設置要綱に基づき、課長級職員を中心とする部会を開催します。

➤ 庁内職員研修

計画原案や施策の検討にあたり、計画策定の趣旨や方針等を共有するための研修を開催します。

➤ 市民ワークショップファシリテーター

市民ワークショップの各部会について、施策主管課の職員が進行します。

（2） 庁外検討（市民参画）

幅広い市民から、本市のまちづくり全般に関する意見等を募り、後期基本計画を検討する際の参考とします。

【想定する会議や意見収集の機会等】

➤ 総合計画審議会

➤ 総合戦略推進会議

➤ 市民ワークショップ（実施済）

➤ 関係団体ヒアリング（実施済）

➤ 市長とはなししゅいや

➤ 市民意識調査

➤ パブリックコメント

（3） 市議会

策定の進捗状況に合わせ、適宜報告及び説明を行います。

5 主な策定スケジュール

後期基本計画の策定スケジュールは次のとおりとします。

【令和6年度】

- 令和6年8月 基本の方針の決定
- ～令和7年3月 基礎調査、現行計画検証、人口ビジョン改訂検討
- 令和7年1月～3月 市民ワークショップの開催
- 令和7年3月 関係団体ヒアリング実施

【令和7年度】

- 令和7年4月～6月 市民意識調査
- 令和7年5月 策定方針の決定、後期基本計画骨子案調整
- 令和7年5月～ 策定委員会
- 令和7年6月 令和6年度施策評価
- 令和7年7月～秋 庁内検討（職員説明会、各担当課施策検討・ヒアリング等）
- ～令和7年9月 素案調整
- 令和7年夏～令和8年1月 総合計画審議会開催（諮問～審議～答申）
- 令和7年11月～12月 パブリックコメント
- 令和8年3月 議会報告
- 令和8年3月 後期基本計画計画策定、策定後職員研修会

	R6年度		R7年度			
	～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
庁内検討	基本方針		策定方針 施策評価	説明会 庁内検討 策定委員会		研修
庁外検討		市民ワークショップ 団体ヒア	市民意識調査	総合計画審議会	パブコメ	
議会						策定報告
その他・調査準備等	プロボ業者決定	基礎調査 現行計画検証 人口ビジョン改訂	骨子調整	素案調整		策定

倉吉市総合計画審議会条例

昭和44年 4 月 1 日 条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、倉吉市総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 5人以内
- (2) 市教育委員会の委員 1人
- (3) 市農業委員会の委員 1人
- (4) 市の区域内の公共的団体の役職員 28人以内
- (5) 学識経験のある者 10人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は総合計画決定の日までとする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞した場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月25日 条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月23日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 6 月25日 条例第24号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月1日条例第22号）

この条例は、昭和59年7月15日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月28日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の倉吉市総合開発審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、改正前の条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 審議会に、専門事項を分掌させるため、審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、会長が必要であると認めるときは、そのほかに特別部会を設けることができる。

(1) 総務生活産業部会

(2) 福祉教育部会

2 部会（特別部会を含む。）に属する委員は、会長が定める。

3 部会の所掌事項は、別表に掲げる事項とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門的助言等)

第5条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第2条関係）

専門部会	所掌事項
総務生活産業部会	1 農林水産業、商工業、観光その他の産業の振興に関する事項 2 都市計画、土地利用、道路、河川、上下水道、交通及び情報に関する事項 3 移住定住に関する事項 4 環境に関する事項 5 防犯、交通安全及び防災に関する事項

	6 消費生活その他市民生活に関する事項 7 行財政に関する事項 8 その他の他の部会の所掌に属さない事項
福祉教育部会	1 社会福祉に関する事項 2 保健衛生に関する事項 3 社会保障に関する事項 4 人権尊重に関する事項 5 教育に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 8 月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日規則第 3 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第 4 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第 8 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 5 日規則第20号）

この規則は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。